

野田市制施行 75 周年記念市民アイデア事業の申請等について

野田市は、昭和 25 年 5 月 3 日に 1 町 3 村が合併して県内 8 番目の市として誕生し、平成 15 年 6 月関宿町と合併し、令和 7 年に市制施行 75 周年を迎えます。

この記念すべき大きな節目をお祝いし、盛り上げるために、「野田市制施行 75 周年記念」の冠を使用して実施する事業を募集します。

市民アイデア事業は、「新たに実施する事業」・「例年実施している事業で 75 周年を記念し、工夫を加えて実施する事業」のどちらでも申請可能です。

なお、事業に伴う補助金・職員の派遣はありません。

＜冠事業として承認された時の支援＞

(1) 市報や市ホームページにて事業内容の掲載

承認を受けた事業は、P R 推進室がまとめて市のホームページ及び市報のだへ掲載できます。

(2) のぼり旗の貸与、横断幕の貸与、ロゴマークを使用することができます。

＜対象となる事業＞ ※ 野田市が後援・共催している事業については、申請不要です。

(1) 市制施行 75 周年記念事業として新たに実施する事業または、これまでに実施している事業であって、市制施行 75 周年記念し、工夫を加えて実施する事業

(2) 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に実施する事業

○市民アイデア事業を実施することができる人は、次のいずれかに該当する団体とします。

(1) 市内に活動拠点を有する特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人、ボランティア団体その他広くまちづくりを行う団体

(2) 野田市自治会等交付金及び自治会長等報償金交付規則（平成 11 年野田市規則第 24 号）第 2 条第 1 号に規定する自治会等

(3) 構成員に市民（市内に住所を有する者又は市内に勤務先若しくは通学先を有する者をいう。）を含む 5 人以上の団体

●次のいずれかに該当する事業は、事業の対象にはなれません。

(1) 市の信用及び品位を損ない、又は損なうおそれがある事業

(2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある事業

(3) 特定の政党、思想、宗教団体等の活動を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがある事業

(4) 野田市暴力団排除条例（平成 23 年野田市条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等と密接な関係を有する事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事業

<募集期間>

令和7年2月13日から令和8年3月15日まで

<申請から承認まで>

○申請

野田市制施行75周年記念市民アイデア事業承認申請書（事業の企画書やチラシ、パンフレットなど添付）

○承認（又は不承認）

申請があったときは、その内容を審査し、野田市制施行75周年記念市民アイデア事業承認（不承認）決定通知書を通知します。

○事業内容の変更又は中止

承認された事業内容を変更又は中止する場合には、速やかに「野田市制施行75周年市民アイデア事業変更届出書」を提出してください。

<承認後の取消し>

次のいずれかに該当するときは、承認の取り消しとなります。

- （１）市民アイデア事業実施者が虚偽の申請を行ったとき。
- （２）市民アイデア事業実施者が承認に附された条件を遵守しないとき。
- （３）承認に係る事業を実施しないこととなったとき。
- （４）その他承認が不適切であると認める事情が生じたとき。

承認を取り消された方は、取り消された事業に関する広告等から冠事業の表示を、直ちに削除すること。その際に生じた損害について、市はその責めを一切負いません。



のぼり旗